

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 指定納付受託者の指定内容の変更……………（デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル改革課）…一
- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…二
- 東京都建築安全条例における既存の建築物に対する制限の緩和範囲等の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…二
- 都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…四
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…六
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………（環境局総務部環境政策課）…六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一〇
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）の再指定（五件）……………（同）…一〇

……………（環境局自然環境部計画課）…三

○鳥獣保護区の存続期間の更新（三件）……………（同）…三

○鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（同）…五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…六

○令和七年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（福祉局総務部職員課）…八

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…九

○平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部改正……………（会計管理局管理部公金管理課）…二〇

告示（選）

○政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年分）令和二年分）……………（同）…二〇

○政治団体の収支報告書の要旨（令和三年分第七回）……………（同）…三

○政治団体の収支報告書の要旨（令和四年分第五回）……………（同）…四

○政治団体の収支報告書の要旨（令和五年分第三回）……………（同）…五

公告

○街区境界調査成果の認証（五件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…二九

○土地区画整理組合の理事の就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…三〇

雑報

○当せん金付証票の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三三

規則

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百六十二号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三号ハ中「第百三十七条の十二第六項、第七項」を「第百三十七条の十二第十一項、第十二項」に改める。

附則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

告示

●東京都告示第九百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

大和ハウスフィナンシャル株式会社

大阪府大阪市中央区北浜東四番三十三号

二 変更前の指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四

号）第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに住宅政策本部、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び東京消防庁の窓口等において、指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を利用して納付される使用料、手数料、財産運用収入、受託事業収入及び雑入 三 変更後の指定納付受託者に納付させる歳入の内容 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部、スタートアップ戦略推進本部、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び東京消防庁の窓口等において、指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を利用して納付される使用料、手数料、財産運用収入、受託事業収入及び雑入 四 変更日 令和七年十一月一日 ●東京都告示第千号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和七年十月三十一日 東京都知事 小 池 百合子 一 施行者の名称 練馬区 二 都市計画事業の 東京都市計画道路事業幹線街路補助		種類及び名称 線街路第百三十五号線 三 事業施行期間 令和七年十月三十一日から令和十七年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 練馬区関町北一丁目、関町東一丁目、関町東二丁目、上石神井四丁目、石神井台七丁目及び石神井台四丁目各地内 使用の部分 練馬区関町東一丁目、関町東二丁目、上石神井四丁目、石神井台七丁目及び石神井台四丁目各地内 ●東京都告示第千一号 令和七年東京都告示第百六十二号（東京都建築安全条例における既存の建築物に対する制限の緩和範囲等）の一部を次のように改正する。 令和七年十月三十一日 東京都知事 小 池 百合子 第二十四条に次の二項を加える。 5 法第三条第二項の規定により条例第十一条の二（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての条例第八条の二十一第一項の知事が定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。 6 法第三条第二項の規定により条例第十一条の二（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての条例第
		八条の二十一第一項の知事が定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根及び外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。 附 則 この告示は、令和七年十一月一日から施行する。 ●東京都告示第千二号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。 令和七年十月三十一日 東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）		港区南青山1-3	40.7	3	39,800	226,200
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（3号棟）		港区港南4-5	37.3	1	34,600	104,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート（36号棟）		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	52,900
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（1号棟）		墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	69,200
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（7号棟）		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	72,800
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（4号棟）		墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（1号棟）		墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	81,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）		墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	81,500
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（8号棟）		江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	54,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	57,500
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート（14号棟）		江東区北砂6-16	55.9	1	47,200	95,500
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート（14号棟）		江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	46,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（22号棟）		江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	53,900
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）		江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	44,700
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）		江東区南砂4-4	34.3	2	27,800	53,800
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート（7号棟）		江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	57,200
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート（1号棟）		江東区白河1-5	50.9	1	42,400	88,100
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート（9号棟）		江東区森下3-13	54	1	45,100	89,200
一般都営	高層耐火	北品川アパート（1号棟）		品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	92,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）		品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	114,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（60号棟）		品川区八潮5-10	59.6	2	52,500	116,800
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート（1号棟）		大田区西六郷4-24	48.1	1	39,700	78,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）		大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	40,500
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート（2号棟）		大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	69,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）		大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	94,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（6号棟）		大田区大森東1-36	59.6	2	49,900	94,500
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート（1号棟）		渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	32,400	82,100
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート（36号棟）		渋谷区東2-25	34.4	1	30,200	89,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）		渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,400	106,800
一般都営	中層耐火	渋谷本町一丁目アパート（3号棟）		渋谷区本町1-61	38.8	1	33,800	88,100
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（19号棟）		杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	27,900	50,900
一般都営	高層耐火	北池袋アパート		豊島区池袋1-13	34.3	2	27,500	43,100

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（3号棟）		豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	85,200
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート（3号棟）		北区浮間2-26	59.6	1	48,100	101,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（13号棟）		北区滝野川13-71	42.2	1	33,400	75,400
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（11号棟）		北区赤羽西5-7	40.6	2	31,900	54,500
一般都営	中層耐火	滝野川二丁目第2アパート（20号棟）		北区滝野川2-55	42.3	1	33,200	62,400
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート（12号棟）		荒川区西尾久8-10	51	1	38,200	81,000
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート（21号棟）		荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	88,700
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）		板橋区坂下1-11	36.1	2	26,900	45,600
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート（2号棟）		板橋区前野町5-25	39.0	1	29,000	52,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）		板橋区蓮根3-15	51.2	2	38,600	75,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート（31号棟）		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	50,600
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート（22号棟）		練馬区旭町1-33	59.6	1	47,100	105,900
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（6号棟）		足立区西保木間3-6	34.3	1	23,400	41,100
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート（5号棟）		足立区弘道2-10	59.6	1	44,200	96,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（1号棟）		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,100	38,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（10号棟）		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（5号棟）		足立区西保木間4-1	37.3	1	24,900	45,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（15号棟）		足立区西保木間4-5	33.4	1	22,400	41,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート（11号棟）		足立区谷在家3-22	35.7	1	24,000	44,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（8号棟）		足立区六木1-5	35.7	1	23,700	40,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（15号棟）		足立区六木1-5	37.7	1	24,900	42,800
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（14号棟）		足立区舎人6-14	43.6	1	30,200	46,700
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（4号棟）		足立区加賀2-31	55.9	1	39,300	74,300
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート（1号棟）		葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,700	67,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）		葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	79,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（1号棟）		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	79,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（7号棟）		葛飾区西水元5-9	59.6	1	42,700	78,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（6号棟）		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	49,500
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート（1号棟）		江戸川区平井7-10	36.2	1	26,300	47,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地（16-2号棟）		八王子市鹿島16	51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地（18-3号棟）		八王子市松が谷18	51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート（5号棟）		立川市柴崎町6-5	55.9	1	32,400	71,400
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート（1号棟）		三鷹市上連雀9-30	55.9	1	40,800	89,000

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート（27号棟）	三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,100	49,000
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目アパート（1号棟）	府中市新町2-43	56.8	1	34,200	85,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（2号棟）	調布市国領町3-8	53.5	1	29,300	69,700
一般都営	中層耐火	入間町三丁目アパート（3号棟）	調布市入間町3-3	59.6	1	37,400	100,400
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート（2号棟）	調布市染地3-3	48.1	1	27,500	68,100
一般都営	中層耐火	本町田アパート（3号棟）	町田市本町田771	61.5	1	38,500	77,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（13号棟）	町田市成瀬7-10	51.0	1	26,900	56,800
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（17号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	1	29,900	62,200
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート（6号棟）	東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,300	78,100
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート（3号棟）	東村山市萩山町2-13	61.3	2	37,100	86,500
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート（1号棟）	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,100	92,200
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート（5号棟）	西東京市向台町4-10	51.0	1	29,300	72,700
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（11号棟）	西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	68,500
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（21号棟）	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	77,500
一般都営	中層耐火	ひばりが丘二丁目アパート（2号棟）	西東京市ひばりが丘2-2	63.2	1	43,300	100,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（20号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（41号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（43号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（45号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（46号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート（2号棟）	清瀬市松山2-17	62.1	1	36,800	86,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート（2号棟）	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	57,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-11号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-1号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（2-4-1号棟）	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,500	56,400

●東京都告示第千三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
東糀谷六丁目アパート （4号棟）	大田区東糀谷六丁目八番	高層耐火 三四・六平方メートル	五二戸	三二、五〇〇円	八六、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	七八戸	三七、九〇〇円	一〇〇、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・二平方メートル	一三戸	四四、三〇〇円	一一七、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・六平方メートル	同右	五四、一〇〇円	一四三、一〇〇円
東糀谷六丁目アパート （5号棟）	同右	同右 三四・六平方メートル	一八戸	三二、五〇〇円	八六、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三七、九〇〇円	一〇〇、五〇〇円
同右	同右	同右 四八・〇平方メートル	同右	四五、一〇〇円	一一九、四〇〇円
同右	同右	同右 五七・五平方メートル	八戸	五四、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	四一戸	三二、五〇〇円	八六、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三七、九〇〇円	一〇〇、五〇〇円
白鷺一丁目第4アパート （19号棟）	中野区白鷺一丁目十二番	中層耐火 三四・六平方メートル	二五戸	二九、一〇〇円	九九、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・二平方メートル	一四戸	四四、三〇〇円	一一七、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三七、九〇〇円	一〇〇、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	四〇、三〇〇円	一三七、三〇〇円
同右	同右	同右 同右	同右	同右	一三七、六〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	同右	四八、三〇〇円	一六四、六〇〇円
浮間三丁目アパート （7号棟）	北区浮間三丁目四番	高層耐火 三四・六平方メートル	四二戸	三一、一〇〇円	九〇、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二八戸	三六、三〇〇円	一〇五、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四三、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円
浮間三丁目アパート （11号棟）	同右	同右 三四・六平方メートル	二八戸	三一、一〇〇円	九〇、三〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三六、三〇〇円	一〇五、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	七戸	四三、一〇〇円	一二五、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四三、〇〇〇円	同右

●東京都告示第千四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和七年十一
月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示
する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料 (円、月額／戸)
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,000
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	50.0	1	36,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（5号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	西糀谷二丁目アパート（1号棟）	大田区西糀谷2-23	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（4号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,300

●東京都告示第千五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、
駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条に
おいて準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子
名 称 位 置 区画数
東糀谷六丁目アパート 大田区東糀谷六丁目 四九区画
駐車場 八番

●東京都告示第千六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）府中
朝日町商業施設計画について、環境影響評価書案に係る見
解書の提出があつたので、同条第二項の規定により、次の
とおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

三井不動産株式会社
代表取締役 植田 俊
中央区日本橋室町二丁目一番一号
二 対象事業の名称及び種類
（仮称）府中朝日町商業施設計画
自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略 対象事業は、府中市朝日町三丁目八番一号他に位置する計画地に、商業施設の建築及び自動車駐車場の設置を行うものである。 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要 対象事業について、都民の意見が五件、事業段階関係市長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。 五 見解書の縦覧 (一) 期間 令和七年十月三十一日から同年十一月十九日まで。 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。 (二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで (三) 場所 ア 府中市生活環境部環境政策課 府中市宮西町二丁目二十四番地 府中市役所「おもや」三階 イ 調布市環境部環境政策課 調布市小島町二丁目三十五番地一 ウ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階	エ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階	
---	--	--

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の件数は、表 1 に示すとおりである。

表 1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	5
事業段階関係市長の意見	2
計	7

1 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

都民からの主な意見及び事業者の見解の概要は、以下に示すとおりである。

1. 1 廃棄物

都民の意見	事業者の見解
項目：廃棄物 商業施設の業務内容について現在詳細は不明であるが、以下のことについてご配慮いただきたい。 ・商業施設の利用者（来客等）による廃棄物について、当方敷地内での放棄等が行われないうように、商業施設側での確実なご対応をお願いします。	商業施設の利用者による廃棄物の放棄等につきましては、施設敷地外、特に周辺住民の皆様が敷地内等での迷惑行為が発生しないよう、施設内に適切にゴミ回収ボックスを設置することや、案内・啓発を含めた対応を行っております。

1. 2 事業計画等

都民の意見	事業者の見解
項目：事業計画等（設備計画） 再生可能エネルギーの確保として、屋上での太陽光発電の設置とあるが、太陽光パネルは反射光の当たる箇所では、通常の 100 倍以上の輝度になり、日常生活の平穏を妨害レベルでの温度上昇になります。過去の、それによる判例もあります。 当該建物の屋上に太陽光パネルを設置し反射光によって迷惑をかけられたらたまったものではありません。 温室効果ガスの対策として太陽光パネルの設置を予定していても、その太陽光パネルの設置により近隣住民にどれくらいの影響があるのかの予測と評価がまったくありません。 太陽光パネルを屋上に設置するのであれば、設置したことによる周りへの影響をしっかりと調査検討をしてください。	ご指摘のとおり、太陽光パネルの設置に伴う反射光が近隣環境に影響を及ぼす事例があることは承知しております。 本計画においては、周辺建物や住宅との位置関係を踏まえ、反射光による影響の有無や程度について事前に検討を行い、反射光が周辺住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼさないよう、設置位置・角度を検討いたします。 事業者としては、再生可能エネルギー導入による温室効果ガス削減と、周辺環境への影響回避の両立を図ることが重要と考えております。 今後の設計段階においても、いただいたご意見を踏まえ、周辺住民の皆様への配慮を行ってまいります。
項目：事業計画等（交通計画） 人見街道から北に延びる細い生活道路（アメリカンスクール方面へ抜ける道）は、現在も東人道路への抜け道として使われており、交通量が増えることで大混雑が懸念されます。この道路は車がすれ違えないほど狭く、歩行者にも危険が及ぶ可能性があります。 【提案事項】 以下の通り、出入口の設計と交通流動に関する具体的な対応を提案します： 1. 駐車場への入庫は以下のルートに限定する： ・味スタ通りからの左折入庫 ・朝日町通り→多磨町入口を右折→すぐ左折による入庫ルート ※いずれも道路幅が十分にあり、入庫待ち車両が滞留しても影響を抑えられます。 2. 出庫は以下のルートに限定する： ・駐車場南側から朝日町通りへ左折 ・南側道路→味スタ通り南方面へ右折で抜けるルート ※武蔵野の森公園前交差点の左折は禁止とする。 3. 人見街道からアメリカンスクール方面に抜ける細い道については、地域住民以外の通行を禁止する。	交通計画については来店車両がどの方面から何台程度来場するかという広域的な視点、周辺交差点の混雑状況、出入口の処理能力など、複数の要素を踏まえて総合的に判断する必要があります。 例えば、ご提案いただいたように来店店経路を限定した場合、一箇の交差点に来店店車両が集中し混雑が発生する可能性がございます。また、お客様の来店経路を事業者側で完全にコントロールすることは困難であるという課題もございます。 人見街道側に駐車場の出入口を設けないことや、主要ルートを歩車分離された安全な道路に設定するなど、地域の状況を踏まえた上で、警察をはじめとする関係各課と協議を進め、適切な交通計画となるよう検討を進めてまいります。

都民の意見		事業者の見解	
今回の開発地周辺は、狭い路地が多々有り特に下記地図に示す（破線）武蔵野学園西側と三谷神社西側の道路は狭く（3～4m）車のすれ違いができない箇所もあり現在でもトラブルを起すことも多々あります。また学校（わさしの学園、アメリカンスクール）もあり通学路になっています。		ご指前の通り、周辺には狭い道路が多く、通学路としても利用されていることから、安全面への配慮が必要であると認識しております。また、施設完成後に車両の流入が増えることも想定されるため、安全対策を検討しております。具体的には、別途交通量調査や来店車両の予測を実施した上で、行政や警察と連携し、事業者側で対応可能なこととして施設利用者が生活道路に誤って進入しないような対策を検討してまいります。	
説明会では、人見街道を利用する買い物客の割合が予測できていないとの趣旨の説明があったが、商業施設の計画づくりにあたっては当然商圏設定を行っているはずであり、おおまかな人見街道利用割合さえ予測していないとは考え難い。とくに、西武練路切利用の抑制策は重要なので、その検討に資するべく、来店見込み客数における人見街道・朝日町通り・スタジオアモリそれぞれの利用割合の推計値を、早急に示すべきである。		各計画における商業施設の商圏内における各方面の世帯数は把握しており、具体的な誘導方法につきましては、警察をはじめとする関係各課と調整を進めている段階です。今後開催予定の「大規模小売店舗立地法」に基づく説明会において、誘導計画の詳細や台数について具体的に説明させていただきます。	
項目：事業計画等（施設運営）			
商業施設の早朝や夜間の営業にあたっては、良好な住環境に影響を及ぼす時間帯は避けるよう、配慮すべきである。とりわけ、深夜の時間帯の営業は行わないようにすべきである。当該商業施設では、「多摩駅東地区地区計画」に定められた用途制限を踏襲し、用途制限対象の店舗は営業すべきではない。		営業時間につきましては、環境影響評価における予測を行うにあたり、想定上最長の営業時間を記載しておりますが実際の営業時間は、周辺住民の皆様のご意見を参考に決定してまいります。 なお、実際のテナント構成といった具体的な計画については、今後検討してまいります。ご指摘いただいたとおり「多摩駅東地区地区計画」に定められた用途制限を遵守します。	
項目：事業計画等（工事計画）			
工事車輛の搬入は、朝の通学時間に集中しないよう、できる限りの時間分散を図るべきである。搬出の時間も、夜間遅くにならぬよう配慮すべきである。 工事車輛の通行ルートでは、住宅街を走行させないよう徹底するとともに、交通安全確保の面から人見街道の踏切通行もなるべく避けるよう、配慮すべきである。		計画地周辺には通学児童等がいることから、安全面への配慮が必要であることは認識しております。工事の施行中は必要に応じて車両出入口に交通誘導員の配置、通行ルートの遵守、集中化を避ける等の安全対策を実施いたします。今後の計画策定にあたっては、地域の状況を踏まえながら、検討を進めてまいります。	
項目：事業計画等（情報提供）			
今後は、商業施設整備の進捗や警察などの協議状況などに関し、府中市へ迅速な説明を行うとともに、府中市との協議要請や府中市からの要望の反映に積極的に対応するべきである。 今後予定される各種説明会の準備にあたっては、会場や開催日時、開催案内の配布範囲などの設定について、早い段階から府中市と協議すべきである。		本計画全般に関しましては、早い段階から府中市への情報共有、協議を行っておりますので、引き続き対応してまいります。 今後とも、地域の皆様のご意見を丁寧に伺いながら、信頼される事業運営に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	

2 事業段階関係市長からの主な意見及び事業者の見解の概要

事業段階関係市長である府中市長、調布市長からの意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

2.1 府中市長からの主な意見及び事業者の見解の概要

府中市長の意見		事業者の見解	
項目：大気汚染		(1) 建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された低排出ガス型建設機械の使用や、アイドリングストップの徹底、作業時間の適正管理などの環境保全措置を確実に実施してまいります。	
項目：騒音・振動		(1) 周辺環境への配慮を踏まえ、低騒音型の建設機械の使用、低振動の工法の採用や工事車両の分散など、防音・防振対策を適切に講じてまいります。 (2) 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音については、特に休日の昼間及び夜間における影響を踏まえ、可能な範囲で搬出入車両の運行ルート等の工夫などにより、騒音の低減に努めてまいります。今後も周辺環境への配慮を徹底してまいります。	
項目：その他		(1) 事業が長期にわたることを踏まえ、周辺住民の皆様及び周辺環境への影響に十分配慮しながら、事業を進めてまいります。併せて、周辺住民の皆様への積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、誠実な対応に努めてまいります。 (2) 工事の施行中及び工事の完了後において、周辺住民の皆様からのご意見・ご要望に適切に対応できるよう、相談窓口を設置・周知し、丁寧な説明と理解の促進に努めてまいります。 (3) 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を引き続き実施し、環境保全対策を適切に講じてまいります。	
(1) 事業が長期に渡るため、周辺住民及び周辺環境への影響を十分に考慮し、事業の実施にあたっては、周辺住民への積極的な情報提供及び十分な説明を行う等、誠実に対応されたい。		(1) 事業が長期にわたることを踏まえ、周辺住民の皆様及び周辺環境への影響に十分配慮しながら、事業を進めてまいります。併せて、周辺住民の皆様への積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、誠実な対応に努めてまいります。	
(2) 工事中及び工事完了後における相談窓口を設置し、周辺住民からの意見・要望等について十分な理解が得られるよう努めること。		(2) 工事の施行中及び工事の完了後において、周辺住民の皆様からのご意見・ご要望に適切に対応できるよう、相談窓口を設置・周知し、丁寧な説明と理解の促進に努めてまいります。	
(3) 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を適宜実施し、環境保全対策に万全に期されたい。		(3) 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を引き続き実施し、環境保全対策を適切に講じてまいります。	
(4) 環境影響評価の項目として選定されなかった項目についても、各関係法令等を遵守し、新たに環境への影響が懸念される事象が発生した場合には、早急かつ適切に対応されたい。		(4) 環境影響評価の対象外となった項目も、関係法令等を遵守し、事業の実施にあたって環境への影響が懸念される事象が新たに生じた場合には適切に対応してまいります。	

2.2 調布市長からの主な意見及び事業者の見解の概要

調布市長の意見		事業者の見解
項目：温室効果ガス		
(1) 温室効果ガスの項目については、調布市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、調布市内全域を「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に設定していることを踏まえ、事業の実施に当たっては、建築物における省エネルギー化の徹底や再生可能エネルギーの導入等において法合基準以上の積極的な取組を行うこと。		(1) 事業の実施にあたっては、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでまいります。具体的には、太陽光パネルの設置やコジェネレーションシステムの導入などの設備導入を検討し、温室効果ガスを可能な限り削減する施設運営を目指してまいります。
項目：その他		
(1) 今後、調布市民から意見や要望などが提出された場合には、内容を精査のうえ、十分かつ丁寧な対応を図ること。		(1) 調布市民の皆様からのご意見につきましても、その内容を確認・検討の上、誠実な対応に努めてまいります。
(2) 当該事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を計画地から周囲 500m とし、調布市西町の一部、野木一丁目の一部が該当しているが、この地域に限らず、周辺住民への影響を十分考慮のうえ、必要に応じた説明や情報提供に努めること。		(2) 計画地周囲 500m の範囲に加え、それ以外の地域に付きましても、周辺住民の皆様への影響に配慮し、必要に応じて説明や情報提供を行ってまいります。
(3) 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を必要に応じ実施し、十分な環境保全対策に努めること。		(3) 事業の実施にあたっては、引き続き市及び関係機関との協議を行い、環境保全措置を適切に実施してまいります。
(4) 環境影響評価師の項目として選定しなかった項目についても、今後、事業の進捗により新たに環境への影響が懸念される事態が生じた場合には、適切に対応すること。		(4) 環境影響評価師の対象外となった項目も、関係法令等を遵守し、事業の実施にあたって環境への影響が懸念される事象が新たに生じた場合には適切に対応してまいります。
(5) 調査データについて、求めがあれば、公開、公表等ができるよう、努めること。		(5) 調査データにつきましても、求めがあった場合には、可能な範囲で公開・公表できるように努めてまいります。
(6) 計画地の周辺においては、公共施設や学校をはじめ、様々な施設が集積するエリアであることから、工事施工中及び事業開始後において、これらの施設の利用者に十分に配慮すること。また、営業時間が深夜に及ぶことから、周辺住民及び周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう、地域の治安維持向けに対策をとること。		(6) 計画地周辺には公共施設や学校、公園などが集積していることを踏まえ、工事の施行中には安全に工事を進めるとともに、工事の完了後は、これらの施設の利用者に影響がないよう配慮してまいります。 また、周辺住民の皆様からいただいたご意見を参考に営業時間等決定してまいります。

●東京都告示第七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千百六十二号により指定した区域の全部及び令和六年東京都告示第九百五十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

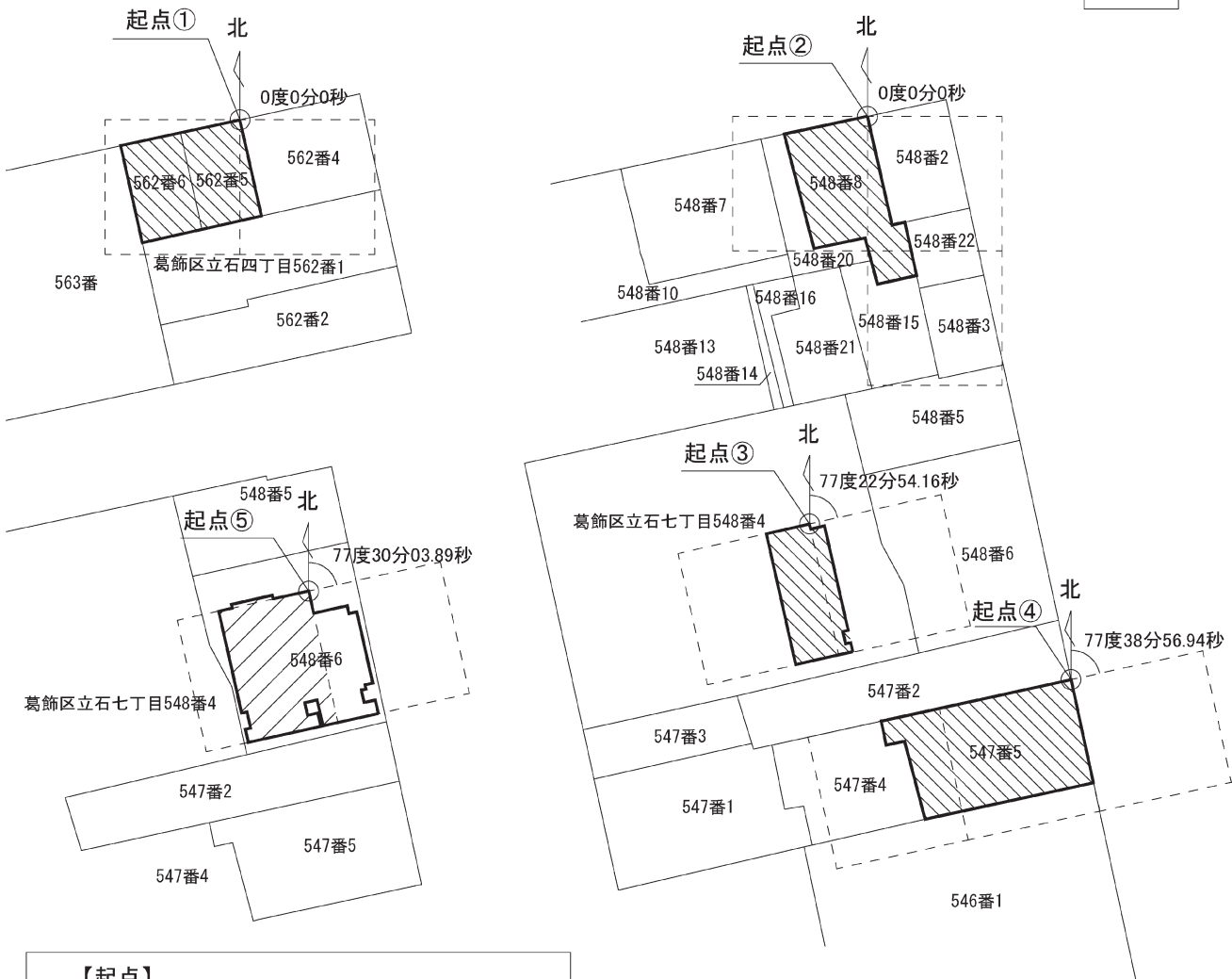
一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区立石四丁目及び立石七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】

起点①は、葛飾区立石四丁目562番5の最北端とする。
起点②は、葛飾区立石七丁目548番8の最北端とする。
起点③は、 $X=-28942.439$ $Y=1485.336$ とする。
起点④は、葛飾区立石七丁目547番5の最北端とする。
起点⑤は、 $X=-28939.882$ $Y=1498.048$ とする。
※起点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

起点① 0度(無回転)
起点② 0度(無回転)
起点③ 77度22分54.16秒
起点④ 77度38分56.94秒
起点⑤ 77度30分03.89秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第959号で指定した区域)
- 指定を解除する区域

●東京都告示第千八百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

利島特定猟具使用禁止区域

二 区域

利島全域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

八丈島三根大賀郷特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成二十七年東京都告示第千五百七十三号の区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

八丈島檜立特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成七年東京都告示第千二百二十四号の区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

定するので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

八丈島中之郷特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成七年東京都告示第千二百二十五号の区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

八丈島末吉特定猟具使用禁止区域

二 区域

平成七年東京都告示第千二百二十六号の区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

●東京都告示第千十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八條第七項ただし書の規定に基づき、平成十七年東京都告示第千三百四号で告示した奥多摩湖鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

奥多摩湖鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

東京都西多摩郡奥多摩町境八百五十六番地先の国道四百十一号線と小河内ダム工事用資材輸送路との交点を起点とし、同点より同輸送路を南西方に進み、同輸送路と中山沢の左岸との交点に至り、同点より同沢を下流に進み、同沢と多摩川との合流点の左岸交点に至り、同点より同川とサス沢との合流点の左岸交点に至り、同点より標高九百四十メートルのサス沢山山頂に至る頂上線を南方に進み、同頂上線と奥多摩湖ダム右岸からサス沢山山頂に通ずる小径との交点に至り、同点より同小径を北西方に進み奥多摩町原字石津久保と同町大字同字山の神向の境界線との交点に至り、同点より同境界線を南西方に進み、奥多摩湖右岸管理道路との交点に至り、同点より同道路を奥多摩湖上流に向かって進み浮橋に至り、同点より奥多摩周遊道路（都道二百六号）に至り、同点を西

方へ進み三頭橋右岸上流端に至り、同点より同等高線上を上流へ進み、金風呂へと続く小径を経て、東京都西多摩郡奥多摩町と山梨県北都留郡小菅村との交点に至り、同点より同境界線を北西方に進み、国道百三十九号線との交点に至り、同点より同線を北東方に進み、奥多摩湖右岸管理道路との交点に至り、同点より同道路を北西方に進み、東京都西多摩郡奥多摩町と山梨県北都留郡丹波山村との境界線との交点に至り、同点より同境界線を北東方に進み、国道四百十一号線との交点に至り、同点より同線を東方に進み、奥多摩町川野七十三番地先に至り、同地点から小径北方に進み、大字川野字青木四百二十八から四百七十四を経て雲風呂橋に至る小径との交点に至り、同点より同小径を北方に進み、雲風呂橋右岸橋上流端に至り、同点より同橋を渡り左岸橋台上流端から町道小河内峰谷線との交点に至り、同点より同線を南東方に進み、国道四百十一号線との交点に至り、同点より同線を北東方に進み、奥多摩町原三百六十八番地先に至り、同点と標高千六百九十九メートル倉戸山山頂に至る頂上線との交点から、同頂上線を北東方に進み、奥多摩町原二百八十番地から倉戸山山頂に通ずる小径との交点に至り、同点から同小径と大麦代平の標高九百五十メートルとの交点に至り、同点から同標高線を北方に進み、倉戸山から国道四百十一号線の大麦代トンネルに至る頂上線との交点に至り、同点から同頂上線を東方に進み、同頂上線と国道四百十一号線との交点に至り、同点より同線を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 鳥獣保護区の存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

で

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、奥多摩湖を中心にその周辺を範囲としている。湖は都民の飲み水で重要な施設であり、その環境は当然、良好に維持されるべきである。

また、当該区域は都心からも近く、ハイキングなど近郊の丘陵地と違った山の自然体験ができる場所でもあり、ツキノワグマなどの大型哺乳類はもとより、多種多様な鳥獣が生息している。その中には、国内希少野生動物のクマタカも確認されており、森林鳥獣生息地の保護区としてその保全を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八條第七項ただし書の規定に基づき、平成十七年東京都告示第千三百五号で告示した大島京津鳥獣保護区の存続期

間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

大島京津鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

東京都大島町京津福重九百五十五番地先の聖地橋右岸橋脚を起点とし、同所から持込沢右岸に沿って下流に進み海岸線に至り、同所から同海岸線に沿って南方に進み長根岬を経て同町差木地奥山六百六十五番地先のフノウの滝に至り、同所から同滝の^{カサ}淵沢左岸に沿って西方に進み都道大島循環線との交点に至る。更に同所から同都道を北方に進み町道京津湯場線との分岐点に至り、同所から同都道を北方に進み東京都立大島公園入口に至り、同所から同都道を北方に進み起点に至る線によって囲まれた一円の区域

三 鳥獣保護区の存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、大島中央部に位置する三原山東部斜面に広がる溶岩台地の東端に位置する都道と海岸線に囲まれており、地域内の広葉樹の天然林、二次林及びクロマツ林には多種多様な鳥獣が生息している。このな

かには、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において国内希少野生動植物として指定されているオオタカやハヤブサが確認されているほか、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）において天然記念物に指定されているカラスバトも確認されている。

当該区域内では鳥類では水鳥としてオオミズナギドリ、ウミウ、ヒメウ、ゴイサギ、クロサギ、オオセグロカモメ、ウミネコなどが、猛禽類としてミサゴ、トビ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、ハヤブサ、チョウゲンボウが、陸鳥としてウズラ、コジケイ、カラスバト、キジバト、ヒヨドリ、アカコッコ、ウグイス、メジロ、ホオジロ、アオジ、ハシブトガラスなど、十五目三十六科八十九種が確認されている。

また、哺乳類では中型哺乳類としてホンDOIタチ、キョンが、外来種としてタイワンザル、タイワンリスの五目八科十一種が確認されている。

したがって、鳥獣の良好な生息地の確保と創出を目指し、豊かな生活環境の形成、自然とのふれあい、野鳥の観察等を通じた環境教育活動の場に資する必要があると認められる区域であることから、法第二十八条第一項に基づく鳥獣保護区として適正に維持管理するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 来園者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、大島町や関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓

発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成十八年東京都告示第三百七十九号で告示した上野恩賜公園鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

上野恩賜公園鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

上野恩賜公園の区域

三 鳥獣保護区の存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、上野恩賜公園の区域で都民の憩いの場として広く活用されているとともに、鳥類の良好な生息地となっている。区域内には、ダイサギ、ヨシガモ、ウグイス等の鳥類のほか絶滅のおそれのある野生動植

物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において国内希少野生動植物として指定されているオオタカも確認されている。

当該区域内では鳥類では水鳥としてカイツブリ、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、キンクロハジロ、バン、オオバン、ユリカモメ、セグロカモメ、オオセグロカモメ、ウミネコ、カワセミなどが、猛禽類としてトビ、オオタカが、陸鳥としてキジバト、ハクセキレイ、ヒヨドリ、シジュウカラ、メジロ、スズメ、ムクドリ、ハシブトガラスなど、十三目二十四科五十五種が確認されている。

また、哺乳類では二目四科四種が確認されている。したがって、鳥類の良好な生息地の確保と創出を目指し、豊かな生活環境の形成、自然とのふれあい、野鳥の観察等を通じた環境教育活動の場に資する必要があると認められる区域であることから、法第二十八条第一項に基づく鳥獣保護区として適正に維持管理するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 来園者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、台東区や関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 特別保護地区の名称
奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

東京都奥多摩町大字原字ぞうざす十四番地の三先のあずまトンネル東側入口を起点として、同地点から方位南を見通し奥多摩湖南岸岬奥多摩町大字川野字山なし千四百七十四番地先の管理道路に達し、同地点から管理道路を奥多摩湖上流に向かって進み、奥多摩町大字川野字本田千百三十九番地先の岬に至り、同地点から方位北を見通し奥多摩湖北岸奥多摩町大字川野字麦山百七十四番地の一先麦山橋東側に達し、同地点から国道四百一十一号線を東方に進み、奥多摩町大字川野字麦山百四十二番地先に至り、同地点から小径を北方に進み、同町大字川野字いぬえ千四十九番地先を経て雲風呂橋に至る小径との交点に至り、同地点から同小径を東方に進み、雲風呂橋右岸西端に至り、同橋を渡り左岸東端に至り、同地点から小径を南東方に進み、町道小河内秩父線との交点に至り、同地点から同線を南東方に進み、国道四百一十一号線との交点に至り、同地点から同線を北東方に進み、坂本トンネル及びあずまトンネルを経て起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 特別保護地区の存続期間
令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

- (二) 特別保護地区の指定目的
奥多摩湖鳥獣保護区は、昭和三十二年に完成した多摩川の人造湖である奥多摩湖の中央部に位置しており、秩父多摩甲斐国立公園に指定され、更に水源涵養保安林になっている。地域一帯の植生は、湖の周囲をスギ、ヒノキ、モミ等の針葉樹林やミズナラ、コナラ、オオモミジ等の広葉樹林が囲んでおり、多種多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区は、オシドリやカワセミを始めとする水鳥や文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）において特別天然記念物に指定されているニホンカモシカや天然記念物に指定されているイヌワシも確認されている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動物種として指定されているオオタカやハヤブサが確認されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている（鳥類…三十七科百一種、獣類十七科三十一種）。

このため、当該区域は、奥多摩湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

- ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
- イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- ウ 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。
- エ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第九百七十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

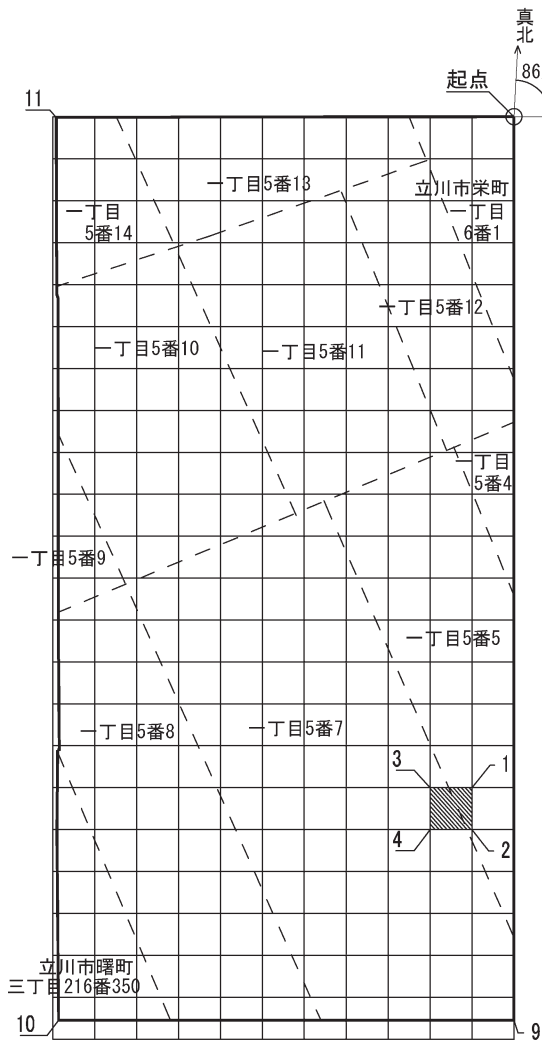
令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市栄町二丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【格子の回転角度(86度49分35秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた線並び
にこれらと平行して10m間隔で引いた
線により構成されている格子を、起点
を中心として、右回りに回転させた角
度を示す。

【起点】
起点は、座標(X, Y) = (-32467.366, -364
46.519)とする。
※座標は、測量法(昭和24年法律第188
号)の規定により、世界測地系座標計算
によって作成した。

点名	X座標	Y座標
起点	-32467.366	-36446.519
1	-32627.674	-36447.645
2	-32637.659	-36447.092
3	-32628.228	-36457.630
4	-32638.212	-36457.076
9	-32682.469	-36434.592
10	-32688.486	-36543.067
11	-32473.555	-36555.526

【凡例】
— 調査範囲
--- 筆境界
— 単位区画
■ 指定を解除する区域

●東京都告示第千十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和六年東京都告示第千三十号によ
り指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項
において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと
おり告示する。

令和七年十月三十一日

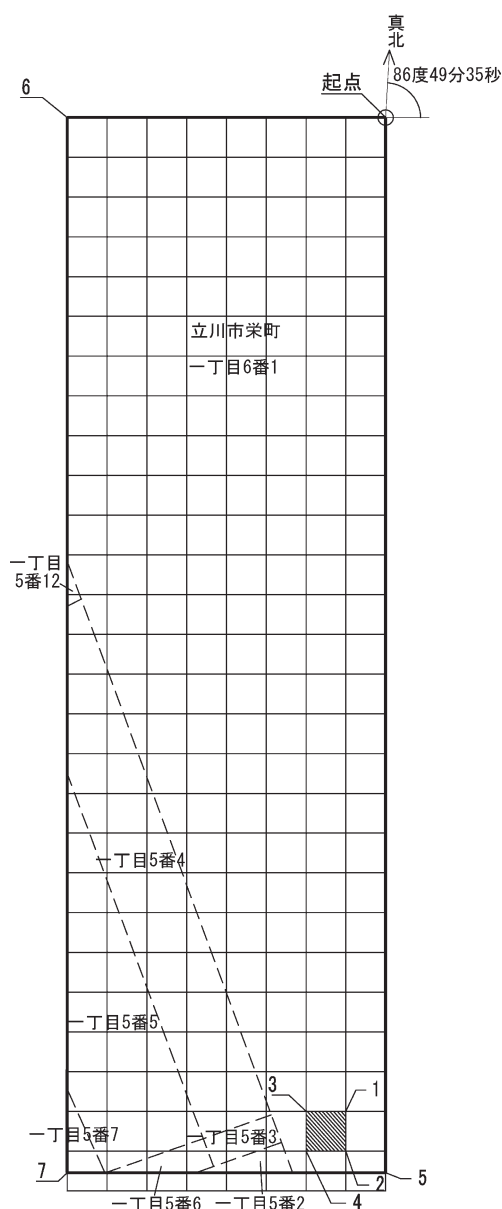
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市栄町一丁
目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【格子の回転角度(86度49分35秒)】——
格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた線並び
にこれらと平行して10m間隔で引いた
線により構成されている格子を、起点
を中心として、右回りに回転させた角
度を示す。

【起点】
 起点は、座標 $(X, Y) = (-32413.013, -36369.403)$ とする。
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

点名	X座標	Y座標
起点	-32413. 013	-36369. 403
1	-32663. 183	-36365. 548
2	-32673. 168	-36364. 994
3	-32663. 737	-36375. 532
4	-32673. 722	-36374. 974
5	-32678. 042	-36354. 708
6	-32417. 442	-36449. 280
7	-32682. 471	-36434. 592

-【凡 例】-

- 調査範囲
 ... 筆境界
 — 単位区画
 指定を解除する区域

●東京都告示第千十九号

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和七年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

東京都事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉局	指導審査業務専門員（薬剤）	日額	19,500円
		時間額	2,520円

附 則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。

●東京都告示第千二十号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

公 園 名 変 更 内 容 変 更 年 月 日

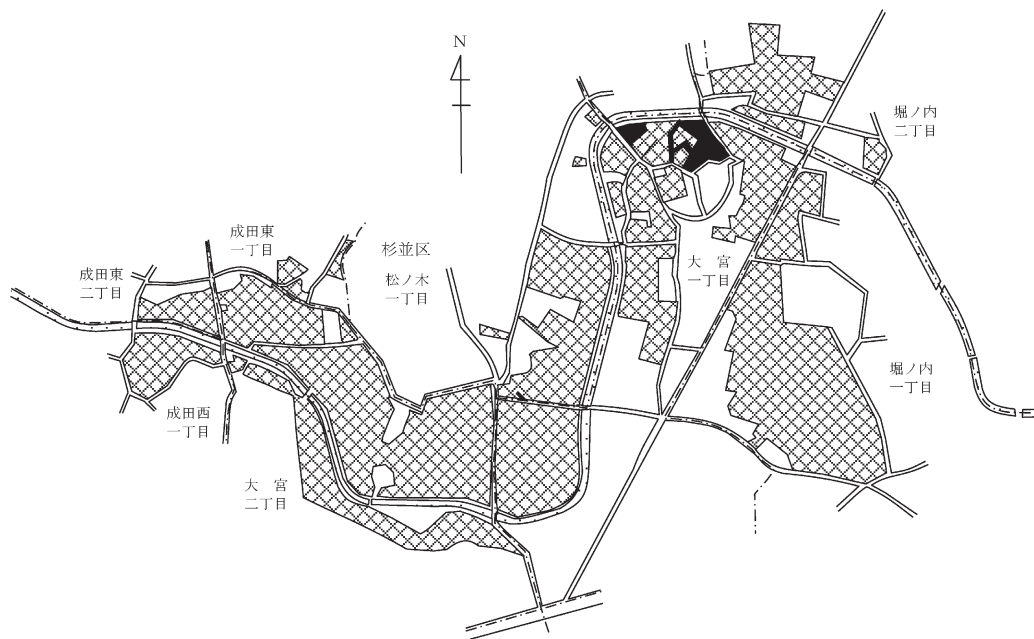
東京都立和田堀公園 別図のとおり 令和七年十一月一日

別図

東京都立和田堀公園 区域変更略図

変更箇所 杉並区大宮一丁目

	変更前の区域	面積	二六二、五七〇・五九	平方メートル
	追加区域	面積	五、五二八・七五	平方メートル
	変更後の面積		二六八、〇九九・三四	平方メートル



●東京都告示第千二十一号

平成七年東京都告示第百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部株式会社S M B C信託銀行の項を削り、同表(三)の部三菱UFJ信託銀行株式会社の項の次に次のように加える。

株式会社S M B C信託銀行 同右

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十月三十一日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成27年分)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7年 5月20日	
1 収入総額	円 0	
2 支出総額	0	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7年 5月22日	
1 収入総額	円 24,000	
前年繰越額	24,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	24,000	

政治団体の収支報告書の要旨 (平成28年分)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7年 5月20日	
1 収入総額	円 0	
2 支出総額	0	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7年 5月22日	
1 収入総額	円 24,000	
前年繰越額	24,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	24,000	

政治団体の収支報告書の要旨 (平成29年分)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7年 5月20日	
1 収入総額	円 0	
2 支出総額	0	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7年 5月22日	
1 収入総額	円 24,000	
前年繰越額	24,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	24,000	

政治団体の収支報告書の要旨		
(平成30年分)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7年 5月20日	
1 収入総額	円 0	
2 支出総額	0	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7年 5月22日	
1 収入総額	円 24,000	
前年繰越額	24,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	24,000	

政治団体の収支報告書の要旨		
(令和 元年分)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7年 5月20日	
1 収入総額	円 0	
2 支出総額	0	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7年 5月22日	
1 収入総額	円 24,000	
前年繰越額	24,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	24,000	

政治団体の収支報告書の要旨		
(令和 2年分)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7年 5月20日	
1 収入総額	円 40,000	
前年繰越額	0	
本年収入額	40,000	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	40,000	
3 本年収入の内訳	40,000	
寄附の総額	40,000	
政党匿名分を除く寄附の額	40,000	
政治団体からの寄附	40,000	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7年 5月22日	
1 収入総額	円 24,000	
前年繰越額	24,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	24,000	

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十月三十一日
東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (令和 3 年分第 7 回)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7 年 5 月 2 0 日	
1 収入総額	円 40,000	
前年繰越額	40,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	40,000	
政治団体の名称	かつしか区民の力	
報告年月日	令和 7 年 9 月 1 8 日	
1 収入総額	円 0	
2 支出総額	0	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7 年 5 月 2 2 日	
1 収入総額	円 24,000	
前年繰越額	24,000	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	24,000	

●東京都選挙管理委員会告示第百三十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号） 第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十月三十一日
東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (令和 4年分第5回)		
政治団体の名称	山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	
報告年月日	令和 7年 5月20日	
1 収入総額	80,000 円	
前年繰越額	40,000	
本年収入額	40,000	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	80,000	
3 本年収入の内訳		
寄附の総額	40,000	
政党匿名分を除く寄附の額	40,000	
政治団体からの寄附	40,000	
政治団体の名称	かつしか区民の力	
報告年月日	令和 7年 9月18日	
1 収入総額	0 円	
2 支出総額	0	
政治団体の名称	森たかゆき後援会	
報告年月日	令和 7年 5月22日	
1 収入総額	64,000 円	

●東京都選挙管理委員会告示第百三十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十月三十一日
東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (令和 5年分第3回)			
政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第三十五支部			
報告年月日 令和 7年 8月26日			
1 収入総額	円	1 収入総額	円
2 支出総額	0	2 支出総額	0
		3 本年収入の内訳	665,600
		個人の負担する党費又は会費	15,600 (51人)
		本部又は支部から供与された交付金に係る収入	450,000
		自由民主党北区総支部	250,000
		自由民主党東京都第十二選挙区支部	200,000
政治団体の名称 自由民主党東京都品川区第二十八支部			
報告年月日 令和 6年 4月 1日			
1 収入総額	円		
前年繰越額	2,729,125		
本年収入額	56,800		
2 支出総額	613,523		
(翌年への繰越額)	2,115,602		
3 本年収入の内訳			
個人の負担する党費又は会費	11,800 (50人)		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	45,000		
		自由民主党品川総支部	45,000
4 支出の内訳			
政治活動費	613,523		
選挙関係費	613,523		
政治団体の名称 自由民主党東京都北区第十九支部			
報告年月日 令和 7年 3月31日			
1 収入総額	円	1 収入総額	円
前年繰越額	43,092	前年繰越額	43,092

1 収入総額	円	1 収入総額	円
前年繰越額	200,000	前年繰越額	43,092
本年収入額	465,600	本年収入額	0
2 支出総額	0	2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	665,600	(翌年への繰越額)	43,092
3 本年収入の内訳		政治団体の名称 福室ひでとし後援会	
個人の負担する党費又は会費	15,600 (51人)	資金管理団体の届出をした者の氏名 福室 英俊	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	450,000	資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員	
自由民主党北区総支部	250,000	報告年月日 令和 7年 3月31日	円
自由民主党東京都第十二選挙区支部	200,000	1 収入総額	567,923
		前年繰越額	359
		本年収入額	567,564
		2 支出総額	567,923
		(翌年への繰越額)	0
		3 本年収入の内訳	
		寄附の総額	567,564
		政党匿名分を除く寄附の額	567,564
		個人からの寄附	567,564
		4 支出の内訳	
		経常経費	428,465
		人件費	112,500
		備品・消耗品費	104,965
		事務所費	211,000
		政治活動費	139,458
		機関紙誌の発行その他の事業費	139,458

宣伝事業費			139,458
5	寄附の内訳（年間5万円を超えるもの） （寄附者） （個人からの寄附） 福室 英俊	（金額） 円 517,564	（住所） 小平市
政治団体の名称		松沢よしはる後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名		松澤 喜治	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		区市町村議会議員	
報告年月日		令和 7年 2月18日	
1	収入総額	円 2,294,117	
前年繰越額		1,116,117	
本年収入額		1,178,000	
2	支出総額	715,990	
（翌年への繰越額）		1,578,127	
3	本年収入の内訳		
寄附の総額		450,000	
政党匿名分を除く寄附の額		450,000	
政治団体からの寄附		450,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入		728,000	
バス旅行会		728,000	
4	支出の内訳		
政治活動費		715,990	
機関紙誌の発行その他の事業費		715,990	

その他の事業費			715,990
5	寄附の内訳（年間5万円を超えるもの） （寄附者） （政治団体からの寄附） 自由民主党北区総支部 自由民主党東京都第十二選挙区支部	（金額） 円 250,000 200,000	（事務所の所在地） 北区 北区
政治団体の名称		山本たかしの会	
資金管理団体の届出をした者の氏名		山本 崇志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		区市町村議会議員	
報告年月日		令和 7年 5月20日	
1	収入総額	円 80,000	
前年繰越額		80,000	
本年収入額		0	
2	支出総額	0	
（翌年への繰越額）		80,000	
政治団体の名称		石川さえた後援会	
報告年月日		令和 7年 3月31日	
1	収入総額	円 2,150,000	
前年繰越額		2,150,000	
本年収入額		0	
2	支出総額	1,500,000	
（翌年への繰越額）		650,000	

3	支出の内訳	
政治活動費		1,500,000
選挙関係費		1,500,000
政治団体の名称		かつしか区民の力
報告年月日		令和 7年 9月18日
1	収入総額	円 0
2	支出総額	0
政治団体の名称		日本共産党金子けんたろう後援会
報告年月日		令和 7年 3月21日
1	収入総額	円 0
2	支出総額	0
政治団体の名称		ぬのや和代後援会
報告年月日		令和 7年 6月25日
1	収入総額	円 159,000
前年繰越額		55,000
本年収入額		104,000
2	支出総額	146,289
（翌年への繰越額）		12,711
3	本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費		4,000 （8人）
寄附の総額		100,000

政党匿名分を除く寄附の額		100,000	寄附の総額		240,000	個人からの寄附		1,600,000
個人からの寄附		100,000	政党匿名分を除く寄附の額		240,000	4 支出の内訳		449,981
4 支出の内訳		146,289	個人からの寄附		240,000	経常経費		20,981
政治活動費		146,289	借入金		2,000,000	備品・消耗品費		429,000
機関紙誌の発行その他の事業費		146,289	井上 莊太郎		1,000,000	事務所費		1,069,994
宣伝事業費		146,289	永野 陽子		1,000,000	政治活動費		1,069,994
5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）			4 支出の内訳			組織活動費		1,069,994
(寄附者)			経常経費		806,299	5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）		
(個人からの寄附)		(金額) (住所)	人件費		701,000	(寄附者)		
布谷 鉄夫		100,000 円 青梅市	備品・消耗品費		105,299	(個人からの寄附)		(金額) (住所)
			政治活動費		415,885	吉川 裕貴		100,000 円 武蔵野市
			組織活動費		137,493	吉川 幸子		1,500,000 円 神奈川県横浜市
			選挙関係費		278,392			
政治団体の名称 浜野正太後援会						政治団体の名称 森たかゆき後援会		
報告年月日 令和 7 年 3 月 2 4 日		円	政治団体の名称 むさしのデザイン研究会			報告年月日 令和 7 年 5 月 2 2 日		円
1 収入総額		0	報告年月日 令和 7 年 7 月 1 6 日			1 収入総額		64,000
2 支出総額		0	1 収入総額		1,600,000	前年繰越額		64,000
			前年繰越額		0	本年収入額		0
政治団体の名称 未来会議			本年収入額		1,600,000	2 支出総額		64,000
報告年月日 令和 7 年 3 月 3 1 日		円	(翌年への繰越額)		80,025			
1 収入総額		2,240,000	2 支出総額		1,519,975			
前年繰越額		0						
本年収入額		2,240,000						
2 支出総額		1,222,184	3 本年収入の内訳					
(翌年への繰越額)		1,017,816	寄附の総額		1,600,000			円
3 本年収入の内訳			政党匿名分を除く寄附の額		1,600,000	1 収入総額		970,066

前年繰越額	19,066	1 収入総額	円 0	
本年収入額	951,000	2 支出総額	0	
2 支出総額	942,008			
（翌年への繰越額）	28,058	政治団体の名称	分かち合う経済・支え合う社会をつくる会	
3 本年収入の内訳		報告年月日	令和 7 年 3 月 2 7 日	
個人の負担する党費又は会費	51,000 （51人）	1 収入総額	円 1,022,018	
寄附の総額	900,000	前年繰越額	22,018	
政党匿名分を除く寄附の額	900,000	本年収入額	1,000,000	
個人からの寄附	900,000	2 支出総額	932,547	
4 支出の内訳		（翌年への繰越額）	89,471	
経常経費	482,630	3 本年収入の内訳		
備品・消耗品費	14,627	寄附の総額	1,000,000	
事務所費	468,003	政党匿名分を除く寄附の額	1,000,000	
政治活動費	459,378	個人からの寄附	1,000,000	
組織活動費	12,600	4 支出の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業費	446,778	政治活動費	932,547	
機関紙誌の発行事業費	446,778	機関紙誌の発行その他の事業費	932,547	
5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）		機関紙誌の発行事業費	932,547	
（寄附者）		5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）		
（個人からの寄附）	（金額） （住所）	（寄附者）		
山本 ひとみ	円 900,000 武蔵野市	（個人からの寄附）	（金額） （住所）	
		山本 ひとみ	円 1,000,000 武蔵野市	
政治団体の名称	吉田けいすけ後援会			
報告年月日	令和 7 年 5 月 1 6 日			

公 告

街区境界調査成果の認証について

練馬区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 練馬区
の名称

二 調査を行った期 令和四年十月から令和六年十月まで
間

三 成果の名称 練馬区（中村一丁目、中村二丁目及び
豊玉北六丁目の一部）の街区境界
調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地 練馬区中村一丁目、中村二丁目及び
豊玉北六丁目の一部

五 認証年月日 令和七年十月二日

街区境界調査成果の認証について

練馬区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 練馬区
の名称

二 調査を行った期 令和四年十月から令和六年十月まで
間

三 成果の名称 練馬区（中村北一丁目、中村北二丁
目、豊玉北六丁目及び向山一丁目の
各一部）の街区境界調査図及び街区
境界調査簿

四 調査を行った地 練馬区中村北一丁目、中村北二丁目、
豊玉北六丁目及び向山一丁目の各一
部

五 認証年月日 令和七年十月二日

街区境界調査成果の認証について

荒川区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 荒川区
の名称

二 調査を行った期 令和四年六月から令和六年八月まで
間

三 成果の名称 荒川区（西尾久二丁目の一部）の街
区境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地 荒川区西尾久二丁目の一部

五 認証年月日 令和七年十月二日

街区境界調査成果の認証について

荒川区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 荒川区
の名称

二 調査を行った期 令和四年六月から令和六年八月まで
間

三 成果の名称 荒川区（町屋二丁目の一部）の街区
境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地 荒川区町屋二丁目の一部

五 認証年月日 令和七年十月二日

街区境界調査成果の認証について

江東区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 江東区
の名称

二 調査を行った期 令和四年七月から令和七年三月まで
間

三	成果の名称	江東区（枝川二丁目）の街区境界調査図及び街区境界調査簿
四	調査を行った地域	江東区枝川二丁目
五	認証年月日	令和七年十月二日

土地区画整理組合の理事の就任について	
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九	
条第一項の規定により日野市川辺堀之内土地区画整理組	
合理事長阿川常男から次に掲げる者が令和七年八月十日付	
けで理事に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の	
規定により公告する。	
令和七年十月三十一日	
氏名	東京都知事 小 池 百合子
住所	所
阿川 正人	日野市大字川辺堀之内五百二十二番地

雑 報

一	名称	当せん金付証券の発売委託について
二	発売総額及び枚数	第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
三	証券金額	令和七年十月三十一日
四	発売期間	全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
五	当せん金の額	全国自治宝くじ事務協議会
六	委託対象事務の範囲	会長 東京都知事 小 池 百合子
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	第千九十二回全国自治宝くじ
八	その他発売経費	三百三十億円 一億一千万枚
九	受託申請期限	（三十億円を一単位（一ユニット）として十一
十	その他	単位（十一ユニット）。ただし、発売状況によ
		り、原則発売総額の百二十五パーセントを上限
		としてユニット単位で増額する場合がある。）
		一枚三百円
		令和八年二月三日から同年三月六日まで
		発売額三十億円に対して十四億六千九百九十万
		円
		当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
		画を除く全ての事務
		発売額三十億円に対して一億九千二十九万六千
		二百九十円
		発売額三十億円に対して二億二千九百八万六千
		四十二円
		令和七年十一月十四日
		受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
		係通達による。

一	名称	第千九十三回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	百五十億円 五千万枚
三	証券金額	（三十億円を一単位（一ユニット）として五単
四	発売期間	位（五ユニット）。ただし、発売状況により、
五	当せん金の額	原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし
六	委託対象事務の範囲	てユニット単位で増額する場合がある。）
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	一枚三百円
		令和八年二月三日から同年三月六日まで
		発売額三十億円に対して十三億四千万円
		当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
		画を除く全ての事務
		発売額三十億円に対して一億八千二百六十七万

十九 八
その他
受託申請期限
その他

七千円
発売額三十億円に対して三億九千百四十九円
令和七年十一月十四日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関
係通達による。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

